

医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅で医療的ケアを受けている20歳未満の方を**介護する方が休養するための**、ご自宅での**訪問看護ステーションの利用**を支援します。

たとえば…



リフレッシュ



受診・検診



理容・美容



買い物



授業参観



自治会活動

概要

介護者の休養を目的とした訪問看護ステーションによる訪問看護の利用について、年間48時間まで県が費用を負担します。

(訪問看護ステーションの実費やキャンセル料等は自己負担)

対象者

以下の**すべて**を満たす栃木県に住所を有する方

- 20歳未満
- 住所は宇都宮市以外
(宇都宮市在住の方は子ども発達センター 028-647-4721 へお問合せください。)
- 同居の家族が介護
- 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている
- 訪問看護により医療的ケアを受けている

※医療的ケアを受けている方が**20歳以上**の難病患者である場合は「難病患者在宅レスパイト事業」をご覧ください。



医療的ケア児等
在宅レスパイト事業



難病患者
在宅レスパイト事業

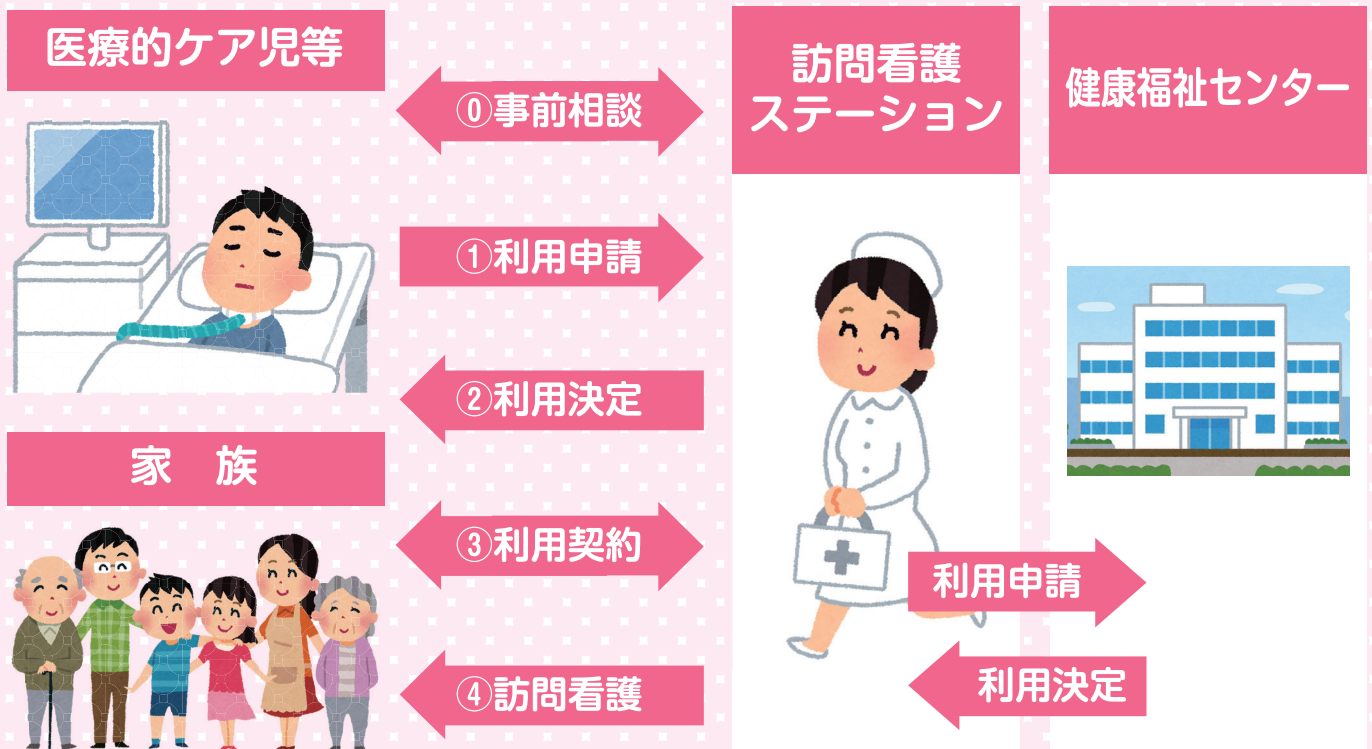
《ご利用方法など、お気軽にお問い合わせください》

お問い合わせ先 電話番号

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ・ 県西健康福祉センター 0289-62-6225 | ・ 今市健康福祉センター 0288-21-1066 |
| ・ 県東健康福祉センター 0285-82-3323 | ・ 栃木健康福祉センター 0282-22-4121 |
| ・ 県南健康福祉センター 0285-22-1509 | ・ 矢板健康福祉センター 0287-44-1297 |
| ・ 県北健康福祉センター 0287-22-2679 | ・ 烏山健康福祉センター 0287-82-2231 |
| ・ 安足健康福祉センター 0284-41-5895 | |

・ 栃木県保健福祉部健康増進課 028-623-3086

手続きの流れ



	手続きの内容
①	家族は事業の利用について、訪問看護ステーションと 事前相談 します。
②	訪問看護ステーションから連絡があったら、家族は訪問看護ステーションへ利用申請書を提出します。
③	訪問看護ステーションから家族へ利用決定通知が送付されます。
④	家族と訪問看護ステーションは訪問看護提供日を 調整 の上、利用契約を締結します。
⑤	訪問看護ステーションが医療的ケア児等に訪問看護を提供します。

※1日あたりの利用時間については訪問看護ステーションとご相談ください。